

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 生活環境

1 薬事

(1) 概要

薬務行政においては、有効かつ安全な医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具の安定的な供給に対する国民の要請に応えるため、薬事法その他の法令に基づき、その製造、販売等について所要の規制を行っているほか、医薬分業の推進、研究開発を軸とした医薬品産業等の健全育成、医薬品等流通の適正化に努めている。また、血液事業の推進、毒物劇物、麻薬、覚せい剤等に関する取締り等にも積極的に取り組んでいる。

更に、近年の医薬品等をめぐる市場開放問題に対しても、医薬品等の有効性、安全性の確保を大前提として、適切な対応に努めている。

第IV-1-1表 医薬品等の生産額の推移

第IV-1-1表 医薬品等の生産額の推移 (単位：百万円、%)

区分	年次	昭和58年	59	60	61	62		
		生産金額	生産金額	生産金額	生産金額	生産金額	前年比	構成割合
医薬品		4,032,057	4,026,985	4,001,807	4,280,732	4,825,398	12.7	100.0
抗生物質製剤		735,888	742,496	690,505	683,361	733,974	7.4	15.2
循環器官用薬		509,239	531,299	519,683	563,301	648,509	15.1	13.4
中枢神経系用薬		395,493	396,492	383,855	430,516	494,766	14.9	10.3
消化器官用薬		340,620	344,273	353,799	372,044	436,969	17.5	9.1
その他の代謝性医薬品		363,149	330,522	314,132	328,629	368,333	12.1	7.6
外皮用薬		243,719	245,530	239,679	261,030	284,122	8.8	5.9
ビタミン剤		277,356	245,514	238,541	243,712	252,574	3.6	5.2
その他		1,166,593	1,190,895	1,261,613	1,398,139	1,606,151	14.9	33.3
医薬部外品		328,324	364,680	370,441	389,944	413,117	5.9	—
医療用具		852,223	932,753	968,187	979,817	1,024,175	4.5	—

資料：厚生省薬務局「薬事工業生産動態統計」

第IV-1-2表 医薬品等の輸出入額の推移

第IV-1-2表 医薬品等の輸出入額の推移

(単位：百万円、%)

区分 年次	輸 出					輸 入				
	昭和59年	60	61	62		昭和59年	60	61	62	
	金額	金額	金額	金額	前年比	金額	金額	金額	金額	前年比
医薬品	128,766	132,006	123,328	128,355	4.1	321,075	331,130	310,021	328,829	6.1
ビタミン剤	30,131	29,575	27,049	26,411	△ 2.3	12,640	10,160	11,447	10,200	△10.8
滋養強壯変質剤	36,247	30,691	26,493	25,260	△ 4.6	20,968	21,878	17,272	13,145	△23.8
抗生物質製剤	32,728	38,343	36,345	36,126	△ 0.6	96,660	92,772	82,611	88,128	6.6
化学療法剤	5,269	5,282	7,263	13,228	82.1	6,124	5,340	5,031	6,068	20.6
その他の代謝性医薬品	6,843	7,845	7,210	8,413	16.6	13,844	13,556	11,648	12,636	8.4
その他	17,548	20,270	18,968	18,917	△ 0.3	170,839	187,424	182,012	198,652	9.1
医療用具	272,707	323,645	283,667	273,076	△ 3.7	108,282	118,577	111,870	129,045	15.3

資料：大蔵省関税局「日本貿易統計」

第IV-1-3表 全国薬事関係事業数

第IV-1-3表 全国薬事関係事業数

(各年12月31日現在)

区分	年次	昭和58年	59	60	61	62
		医 薬 品	製造(輸入販売)業	3,005	3,034	3,040
	薬 局	33,933	34,689	35,264	35,783	35,915
	一 般 販 売 業	8,047	8,301	8,615	8,995	9,347
	薬 種 高 販 売 業	19,238	19,192	19,175	19,108	19,070
	配 置 販 売 業	17,560	17,334	16,829	16,246	16,065
醫 薬 器 具	製造(輸入販売)業	1,055	1,061	1,082	1,119	1,178
醫 薬 器 具	製造(輸入販売)業	3,059	3,143	3,297	3,431	3,636
化 粧 品	製造(輸入販売)業	1,227	1,290	1,342	1,439	1,552
毒 物 劇 物	製 造 (輸 入) 業	3,239	2,962	2,926	3,021	3,094
	販 売 業	88,950	90,558	91,371	92,663	93,882

(注) 医療品製造業は薬局製造業を除いた値
一般販売業は卸売業を除いた値

資料：毒物劇物販売業態数は厚生省薬務局調べ、その他は厚生省統計情報部「衛生行政業務報告」

第2編

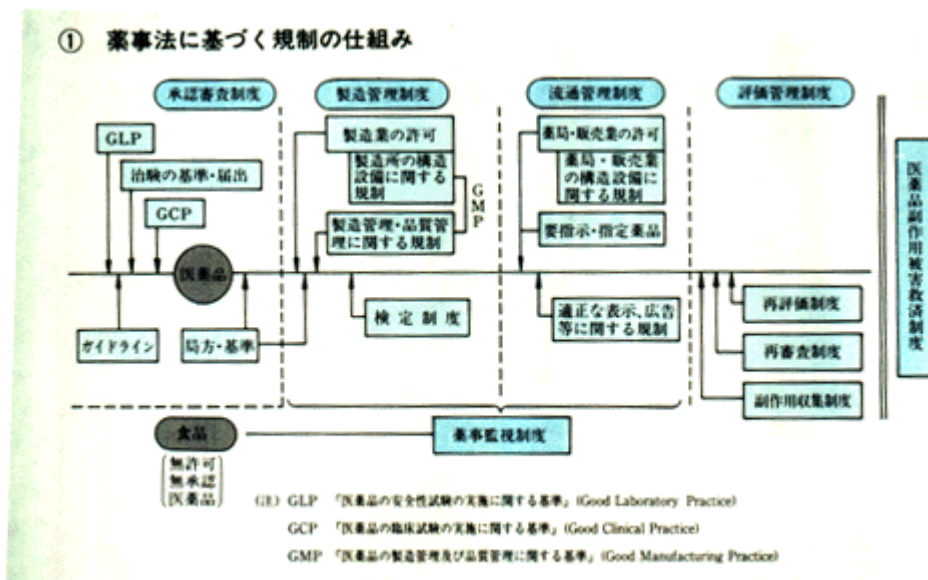
第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 生活環境

1 薬事

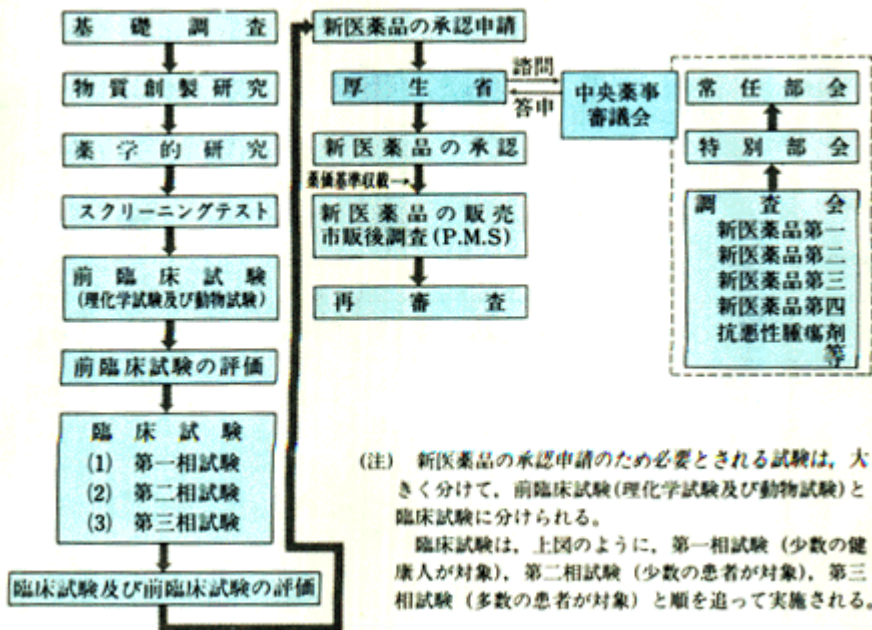
(2) 医薬品等の有効性及び安全性の確保

1) 薬事法に基づく規制の仕組み



2) 新医薬品の承認審査の仕組み

② 新医薬品の承認審査の仕組み



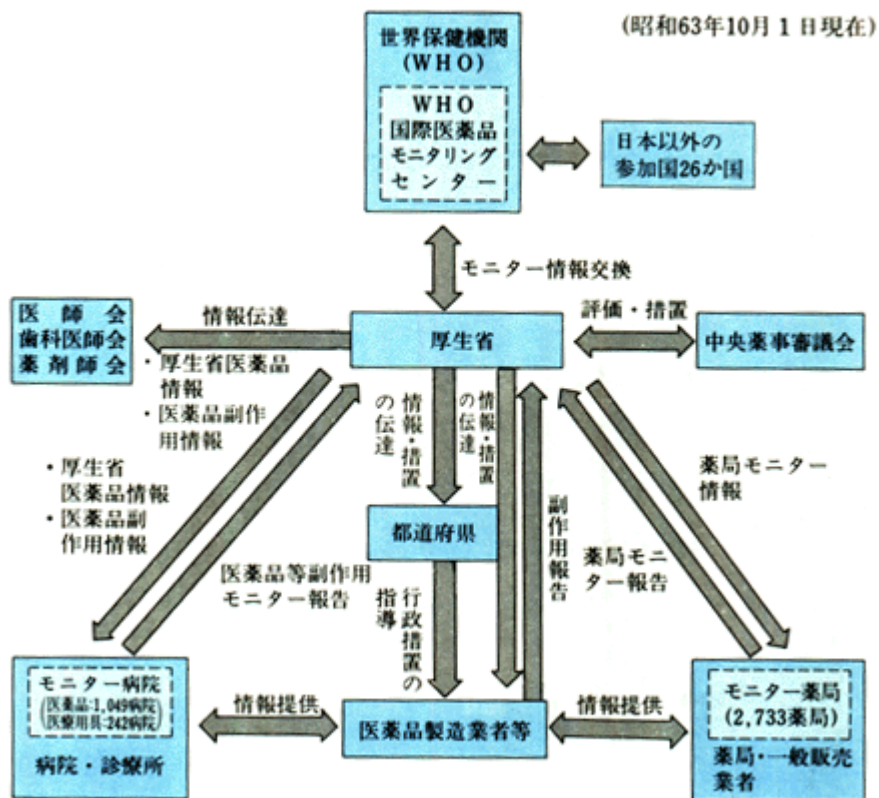
3) 副作用情報の収集

医薬品の副作用情報を収集し、これに基づいた適切な措置を講ずるため、モニター病院、モニター薬局を指定し、副作用モニター制度を実施するとともに、医薬品製造業者等に副作用報告義務を課す等所要の措置を講じている。

また、医療用具についても、モニター制度を59年11月から発足させている。

医薬品等副作用情報収集体制

医薬品等副作用情報収集体制



4) 薬事及び毒物劇物監視

各都道府県に配置されている薬事監視員及び毒物劇物監視員が、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具及び毒物・劇物の製造、販売等を行う業者等に対し監視指導を行っている。

第IV-1-4表 薬事監視状況の推移

第IV-1-4表 業事監視状況の推移

		昭和58年	59	60	61	62
監視員数		2,511	2,615	2,594	2,727	2,720
許可届出施設数		375,021	383,487	392,723	402,993	410,460
立入検査施行施設数		278,943	290,009	280,457	290,111	294,367
違反発見施設数		17,869	18,378	15,989	19,648	17,012
主な違反内容	無許可・無届業	718	558	529	588	516
	無許可品	899	794	604	1,075	574
	不良品	291	323	315	241	221
処分件数	許可取消・業務停止	28	23	34	42	33
	構造設備の改善命令等	9	13	6	4	6

資料：厚生省統計情報部「衛生行政業務報告」、監視員数は厚生省業務局調べ

第IV-1-5表 毒物劇物監視状況の推移

第IV-1-5表 毒物劇物監視状況の推移

		昭和58年	59	60	61	62
監視員数		2,655	2,765	2,735	2,708	2,699
登録(届出)箇所数		96,427	97,649	99,114	100,392	101,578
立入検査施行箇所数		88,648	88,348	89,212	94,261	86,940
違反発見箇所数		16,996	13,244	13,214	14,231	11,950
処分件数	登録取消・業務停止	1	2	2	0	4
	設備改善命令	12	1	5	0	0

資料：厚生省統計情報部「衛生行政業務報告」、監視員数は厚生省業務局調べ

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

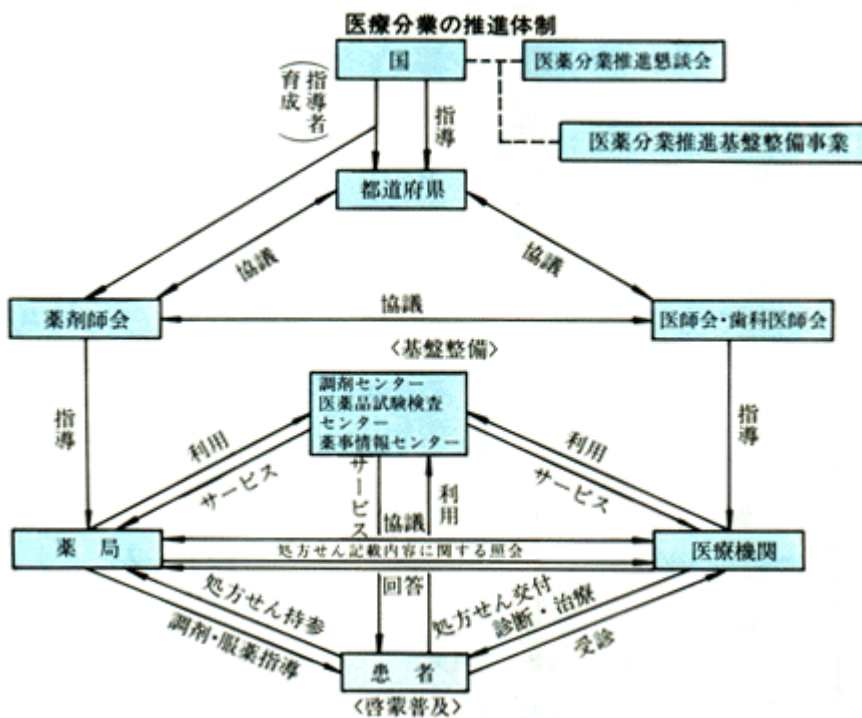
IV 生活環境

1 薬事

(3) 医療分業

国民医療の質の向上に資する医療分業の推進を図るため、調剤センター、薬事情報センター等の基盤整備、指導者育成、国民に対する啓蒙等の施策を実施するほか、関係者からなる医療分業推進懇談会を設け、今後の推進方策の検討をしている。また、昭和63年度からは医療分業推進基盤整備事業も実施している。

医療分業の推進体制



第IV-1-6表 薬局数,保険薬局数及び処方せん枚数の推移

第IV-1-6表 薬局数、保険薬局数及び処方せん枚数の推移

	薬 局 数	保険薬局数	処方せん枚数	指 数
昭和49年度	26,012	20,845	7,299,505	100
50	26,920	23,231	14,379,875	197
55	31,346	26,757	56,001,498	767
56	32,371	27,711	71,091,712	974
57	33,287	28,722	87,031,607	1,192
58	33,933	29,361	94,787,837	1,301
59	34,689	29,592	102,427,053	1,403
60	35,264	30,095	106,156,427	1,454
61	35,723	30,345	112,527,286	1,542
62	35,915	30,203	118,677,692	1,626

(注) 保険薬局とは、薬局のうち都道府県知事が保険薬局として指定したもの。
資料：厚生省薬務局調べ

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 生活環境

1 薬事

(4) 医薬品産業政策

1) 総合的産業政策の推進

極めて技術志向性の高い代表的な知識・技術集約型産業であり、国民の保健医療水準の維持向上を支える中核的な健康科学産業である医薬品産業の重要性に鑑み、研究開発力の強化をはじめとした総合的な産業振興施策を積極的に推進している。

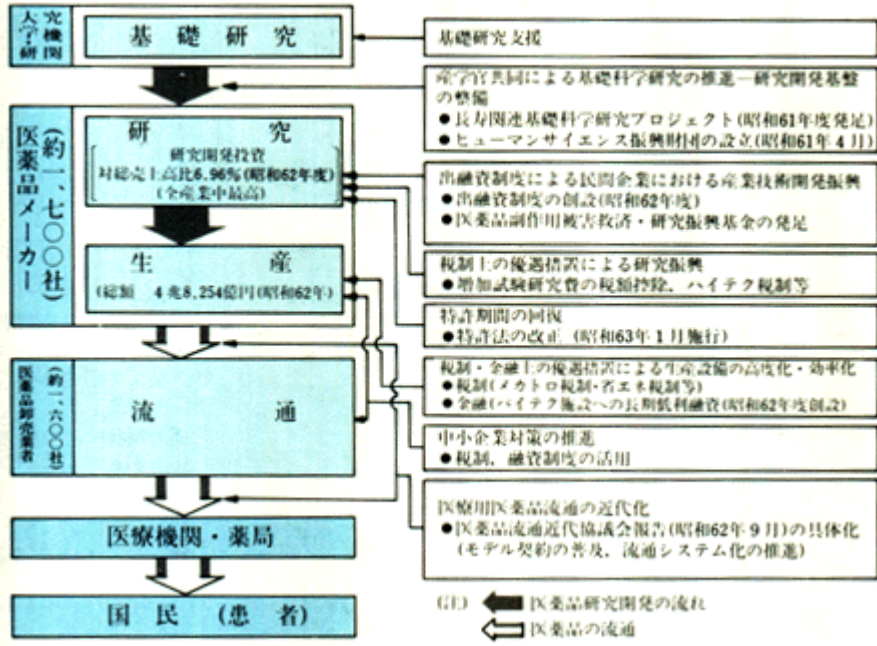
2) 医薬品流通の近代化・効率化

医薬品が生命関連商品であり、その安定的な生産・供給が国民医療を守る上で極めて重要であることから、医薬品流通の近代化・効率化の推進に努めている。また、近年の情報化社会の進展に対応して、受発注のオンライン化や医薬品情報システムの開発等医薬品流通のシステム化の推進にも取り組んでいる。

このため、昭和58年3月に医薬品流通近代化協議会を設置し、検討を進めてきたが、昭和62年9月に、流通当事者間のモデル契約の策定・普及による取引条件の改善、流通システム化を通じての流通活動の効率化等を内容とする報告書が提出された。

医薬品産業の現状及び産業振興政策(概念図)

医薬品産業の現状及び産業振興政策(概念図)



第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

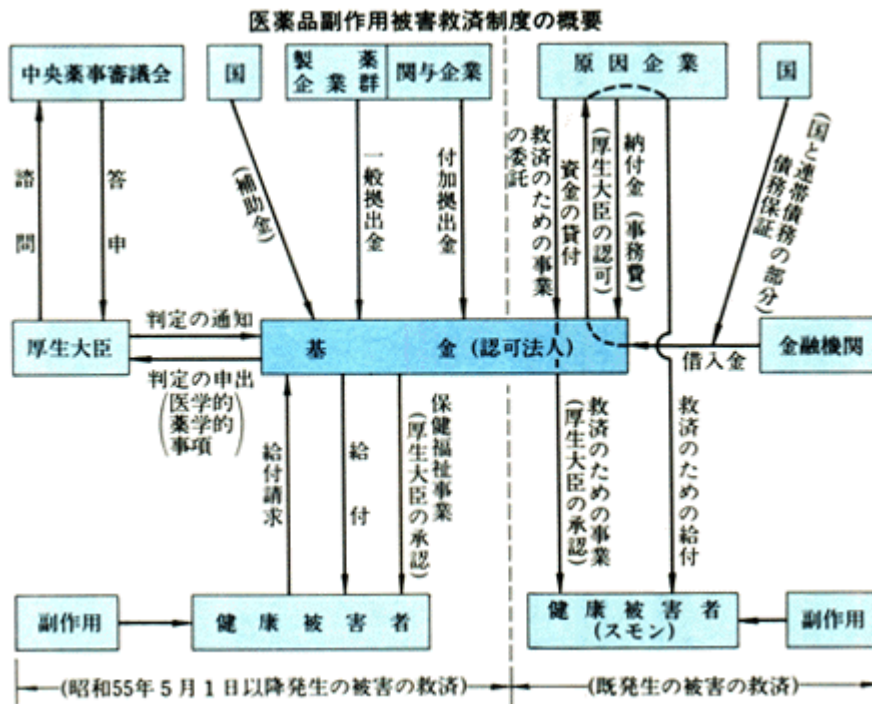
IV 生活環境

1 薬事

(5) 医薬品副作用被害救済制度

医薬品の副作用による健康被害を受けた者に対し迅速な救済を行うため、医薬品副作用被害救済基金が昭和54年に設立され(62年10月1日から医薬品副作用被害救済・研究振興基金に名称変更)、医薬品の製造業者等からの拠出金をもとに、健康被害者に対し、医療費、障害年金等の救済給付が行われている。

医薬品副作用被害救済制度の概要



第IV-1-7表 救済給付状況の推移

第IV-1-7表 救済給付状況の推移 (62年度末現在)

	請求件数	支給件数	支給金額(千円)
昭和55年度	20	8	1,077
56	35	20	5,407
57	78	38	59,860
58	78	61	100,818
59	130	61	109,084
60	115	94	184,741
61	133	97	206,769
62	136	83	260,959
計	725	462	928,715

資料：医薬品副作用被害救済・研究振興基金調べ

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

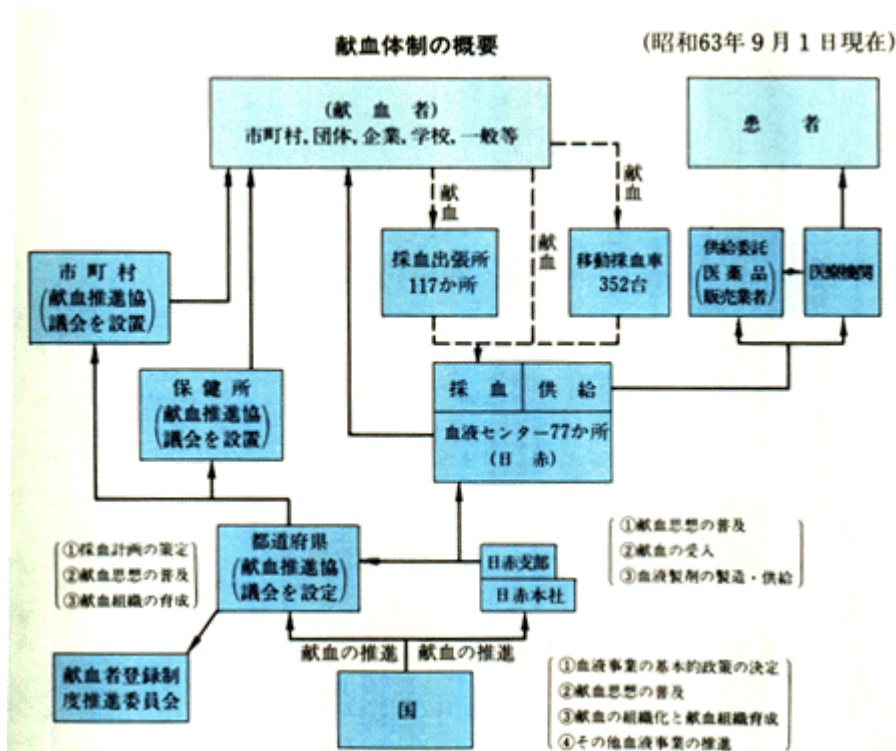
IV 生活環境

1 薬事

(6) 血液事業

輸血用血液等の供給確保については、昭和61年度から従来の200ml献血のほか、新たに400ml献血及び成分献血の導入等による新しい血液事業を推進し全国的に献血受入体制の整備と献血思想の普及等の措置を講じている。

献血体制の概要



第IV-1-8表 献血者数及び献血量の推移

第IV-1-8表 献血者数及び献血量の推移

年次	献血希望者数 (人)	献血者数 (人)	献血者内訳			献血量 (ℓ)	対前年比		献血率 (%)
			200ml (人)	400ml (人)	成分 (人)		献血者数 (%)	献血量 (%)	
昭57年('82)	8,009,902	7,149,803	7,149,803	—	—	1,429,961	104.1	104.1	6.1
58 ('83)	8,550,501	7,680,029	7,680,029	—	—	1,536,006	107.4	107.4	6.5
59 ('84)	9,212,171	8,307,975	8,307,975	—	—	1,661,595	108.3	108.3	7.0
60 ('85)	9,645,496	8,696,105	8,696,105	—	—	1,739,221	104.7	104.7	7.2
61 ('86)	9,561,112	8,597,507	7,962,322	616,595	18,590	1,845,037	98.9	106.1	7.1
62 ('87)	9,123,631	8,217,340	7,112,514	1,048,917	55,909	1,860,977	95.6	100.9	6.8

(注) 献血率とは献血者数を全人口で除したものである。

資料：厚生省薬務局調べ

第IV-1-9表 年齢階級別献血者数

第IV-1-9表 年齢階級別献血者数

(各年間)

区分	昭和61年			昭和62年		
	献血者数	割合(%)	前年比	献血者数	割合(%)	前年比
総数	8,597,507	100.0	0.99	8,217,340	100.0	0.96
16～19歳	1,730,929	20.1	0.97	1,536,640	18.7	0.89
20～29	2,536,050	29.5	0.96	2,399,056	29.2	0.95
30～39	2,099,392	24.4	1.02	2,011,452	24.5	0.96
40～49	1,390,344	16.2	0.99	1,403,215	17.1	1.01
50～64	840,792	9.8	1.05	866,977	10.5	1.03

資料：厚生省薬務局調べ

第IV-1-10表 血液製剤の供給状況の推移

第IV-1-10表 血液製剤の供給状況の推移

(単位：本)

区分	年次 単位	昭和58年	59	60	61	62		
		1	1,170,470	989,059	813,535	678,141	654,501	
全血製剤	保存血液	2	—	—	—	35,342	66,428	
		1	718,457	734,302	690,088	609,705	551,001	
	新鮮血液	2	—	—	—	19,560	39,498	
		小計	1,888,927	1,723,361	1,503,623	1,342,748	1,311,428	
	血液成分製剤	赤血球製剤	1	3,723,457	4,241,190	4,570,631	4,117,626	3,550,964
			2	—	—	—	260,141	496,083
血漿製剤		1	4,799,308	5,539,918	6,065,176	5,057,566	4,029,123	
		2	—	—	—	369,052	613,268	
		5	—	—	—	—	840	
血小板製剤		1	1,933,619	2,253,566	2,557,275	2,393,416	2,229,419	
		2	—	—	—	201,070	389,629	
		5	—	—	—	7,206	21,762	
		10	—	—	—	5,898	15,698	
小計		10,456,384	12,034,675	13,193,082	12,411,975	11,346,786		

(注) 1. 全血製剤とは、すべての血液成分(赤血球、血小板、血漿など)が含まれている製剤である。

2. 血液成分製剤とは、採血した献血を赤血球、血小板及び血漿の成分に分離した製剤である。

3. 1単位及び2単位とは200ml献血及び400ml献血からそれぞれつくられた製剤の単位である。

4. 血漿製剤の5単位とは、200ml献血からつくられた血漿製剤中の血漿量を1単位とし、その5倍量を含む製剤の単位である。

5. 血小板製剤の5単位及び10単位とは、200ml献血からつくられた血小板製剤中の血小板量を1単位とし、その5倍量及び10倍量を含む製剤の単位である。

資料：厚生省薬務局調べ

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

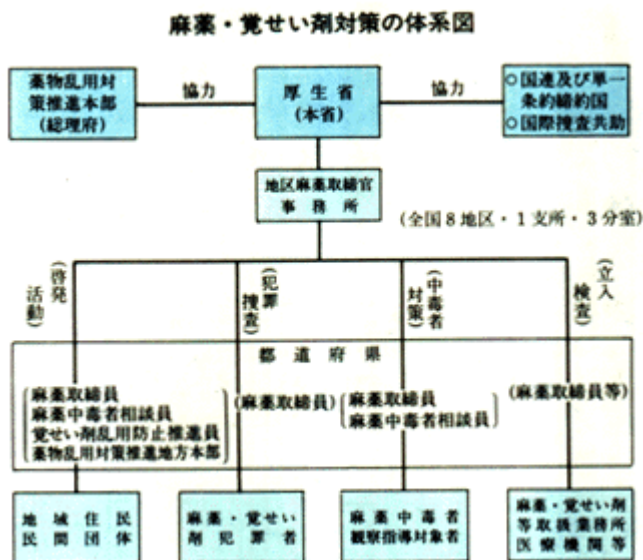
IV 生活環境

1 薬事

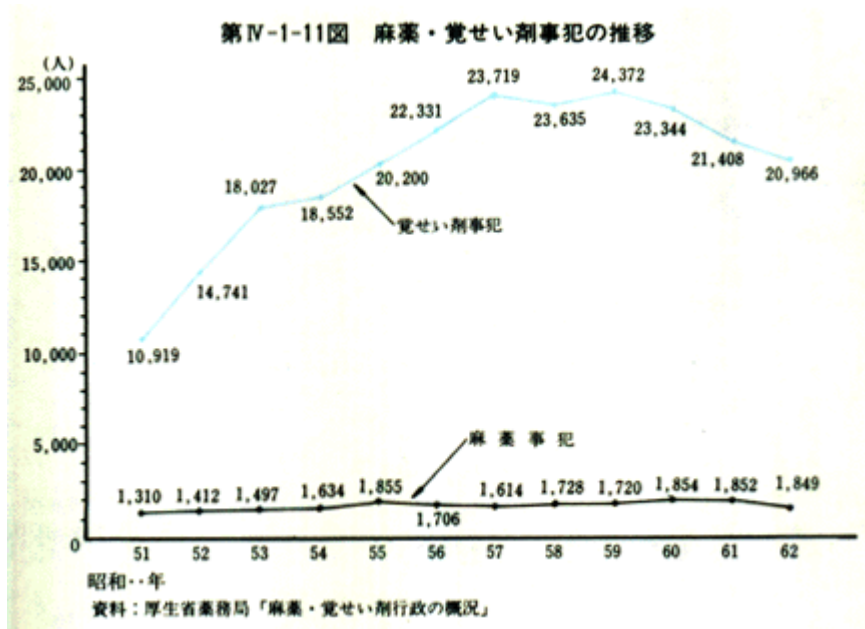
(7) 麻薬・覚せい剤等

全国に配置された地区麻薬取締官事務所及び都道府県を通じ、啓発活動、立入検査、違反の取締り等の麻薬・覚せい剤等対策を総合的に推進している。

麻薬・覚せい剤対策の体系図



第IV-1-11図 麻薬・覚せい剤事犯の推移



第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 生活環境

2 生活衛生

(1) 生活衛生行政の概要

生活衛生行政は、衣食住をはじめとする人間の生活環境の衛生水準の向上、換言すれば、「ヒト」をとりまく「モノ」に注目し、公衆衛生上の見地から種々の規制、監視、指導等を行うものである。近年、国民生活の向上に伴い、国民の生活環境に対するニーズはより健康で快適なものへと高度化、多様化してきており、それらを踏まえ、様々な施策を推進している。

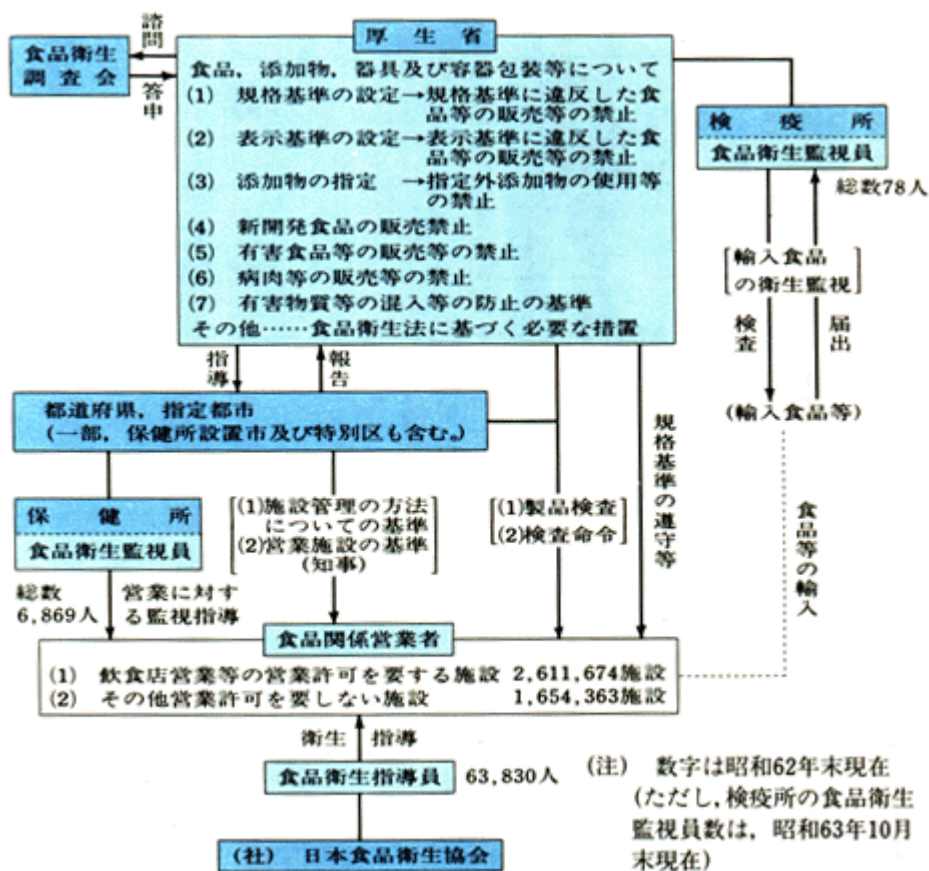
第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

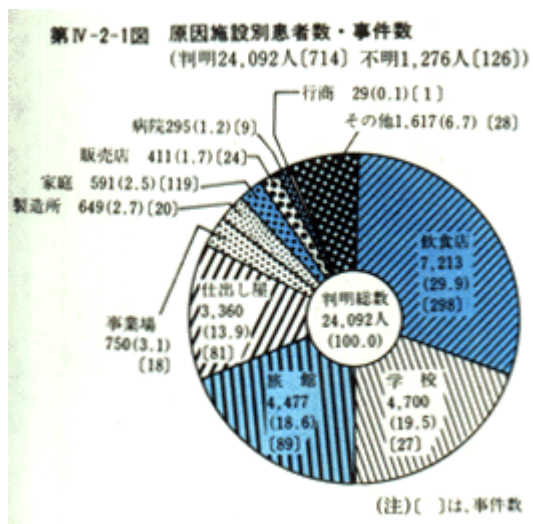
IV 生活環境

2 生活衛生

(2) 食品衛生行政の概要

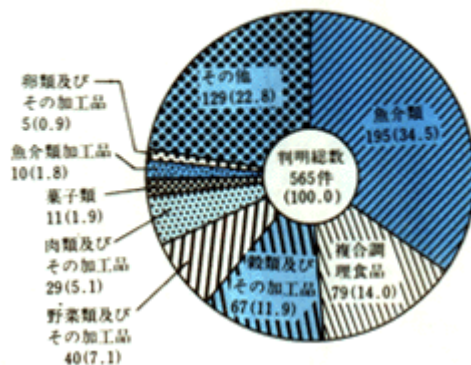


第IV-2-1図 原因施設別患者数・事件数

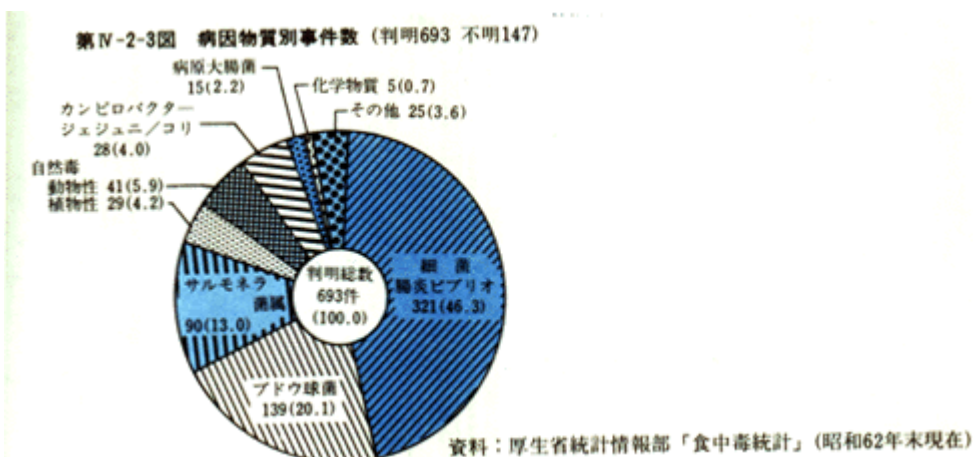


第IV-2-2図 原因食品別事件数

第IV-2-2図 原因食品別事件数
(判明565 不明275)



第IV-2-3図 病因物質別事件数



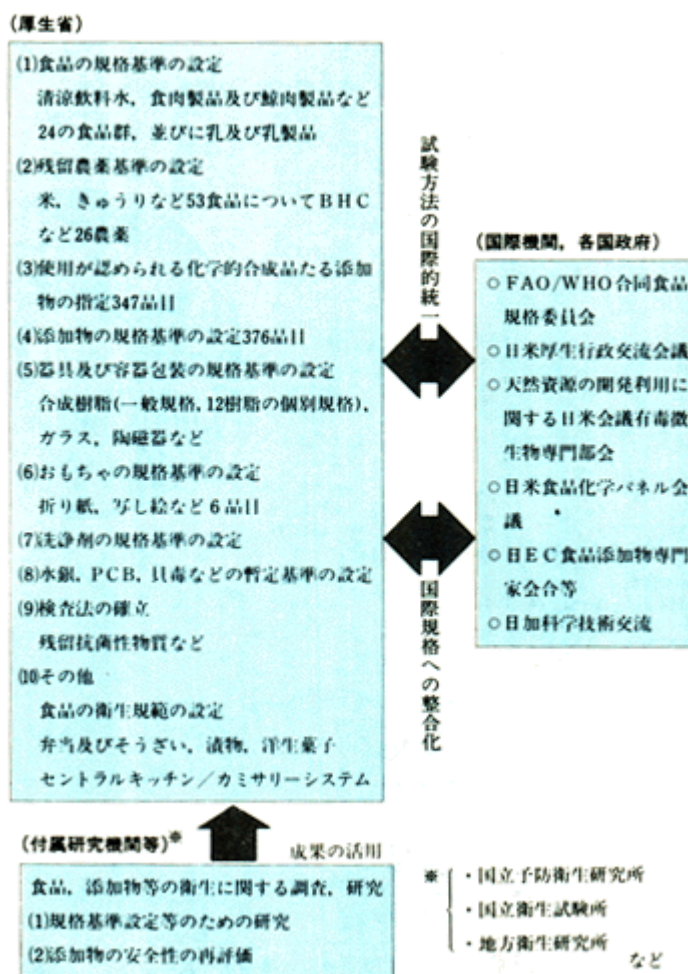
第IV-2-4表 食中毒の発生状況の推移

第IV-2-4表 食中毒の発生状況の推移

年次	事件数	患者数	死者数	1事件当たりの患者数	罹患率(人口10万対)
昭和50年	1,783件	45,277人	52人	25.4人	40.4
55	1,001	32,737	23	32.7	28.0
60	1,177	44,102	12	37.5	36.4
61	899	35,556	7	39.6	29.2
62	840	25,368	5	30.2	20.7

食品等の安全確保

食品等の安全確保



第2編

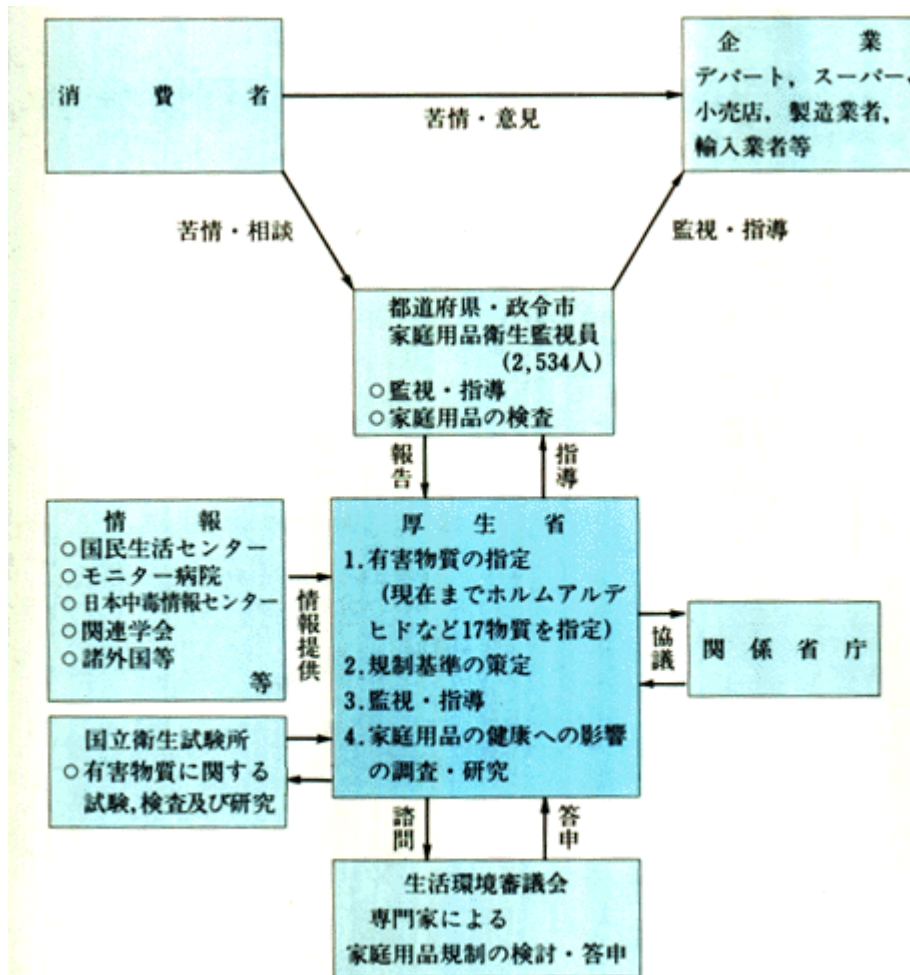
第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 生活環境

2 生活衛生

(3) 家庭用品の安全確保

上着,下着,くつ下等の繊維製品,洗浄剤,エアゾール製品などの家庭用品に含まれる化学物質による健康被害を防止するため「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき,有害物質を指定し,さらに有害物質を含有する家庭用品についてその含有量等の規制基準を設定し,家庭用品の安全性の確保を図っている。



(注) 数字は昭和62年末現在

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 生活環境

2 生活衛生

(4) 化学物質による環境汚染の防止

化学物質による環境汚染を防止するため、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に基づき、新規化学物質及び既に製造、輸入されている化学物質(既存化学物質)の分解性(環境中で微生物等により分解されやすいかどうか)、蓄積性(魚介類の体内において蓄積されやすいかどうか)、長期毒性(継続的に摂取される場合に、人の健康を損なうおそれがあるかどうか)について審査・判定を行い、必要に応じ、製造、輸入、使用等の規制を行っている。

(昭和63年12月現在)

化学物質の区分	定 義	規 制 内 容	指定の例
第一種特定化学物質	難分解性、高蓄積性及び長期毒性を有する化学物質で政令で定めるもの。	許可外製造、輸入の禁止 特定用途以外の使用禁止等 (一部を除いて原則的に、製造、輸入、使用は認められない。)	PCB クロルデン 等8物質
第二種特定化学物質	難分解性、高蓄積性及び長期毒性を有する化学物質であって、その製造等の状況から、環境の汚染により、人の健康に係る被害を生ずるおそれがあると認められるもので政令で定めるもの。	製造、輸入の予定数量の届出等が義務づけられ、必要があれば数量を制限することができる。	現在までなし
指定化学物質	難分解性、低蓄積性及び長期毒性を有する疑いのある化学物質で、厚生大臣及び通商産業大臣が指定するもの。	製造、輸入の実績数量の届出が義務づけられ、その数量及び環境汚染の状況等から必要と認められる場合には、長期毒性の詳細な調査を指示する。 その結果に基づき必要な場合には第二種特定化学物質に指定する。	クロロホルム等 32物質
上のいずれの区分にも該当しないもの		規制なし	

第2編

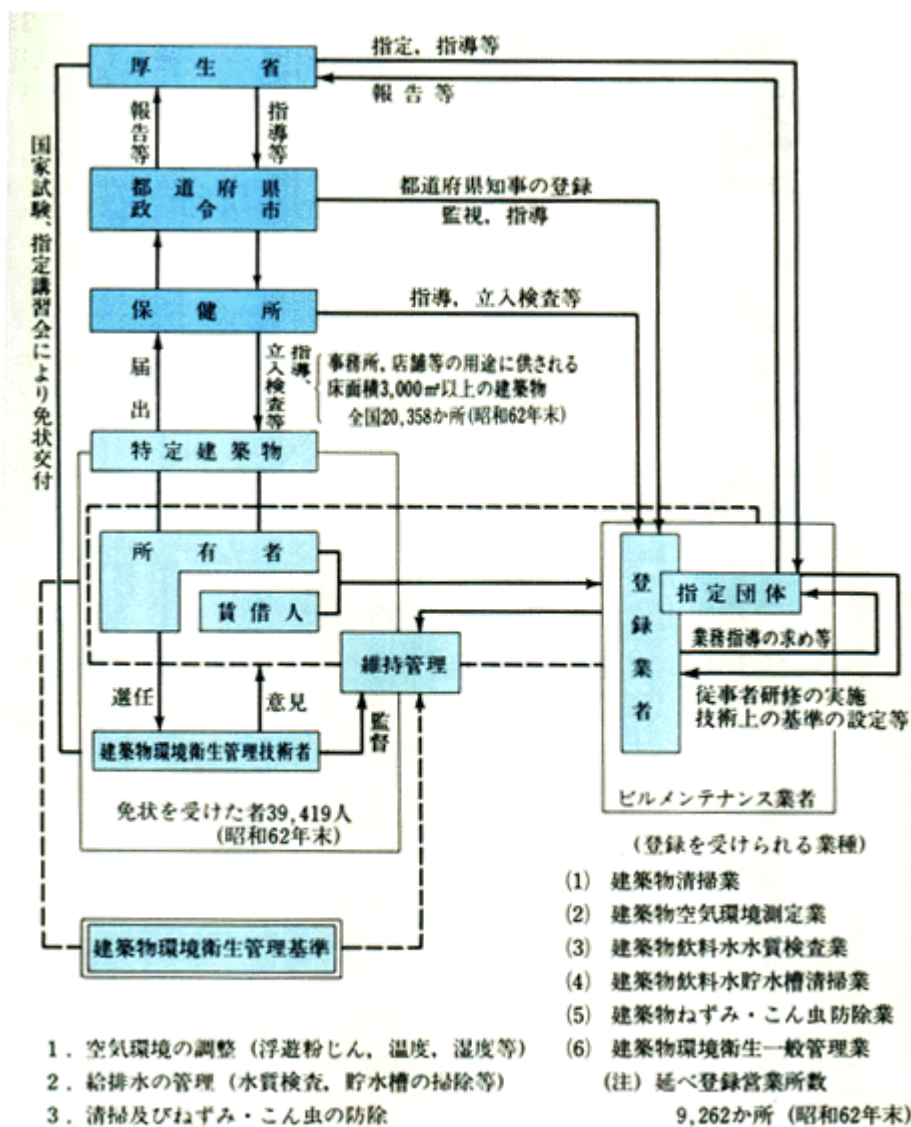
第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 生活環境

2 生活衛生

(5) 建築物における環境衛生の確保

建築物の衛生面における維持管理対策は、昭和45年4月に制定された「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づいて行われている。



第2編

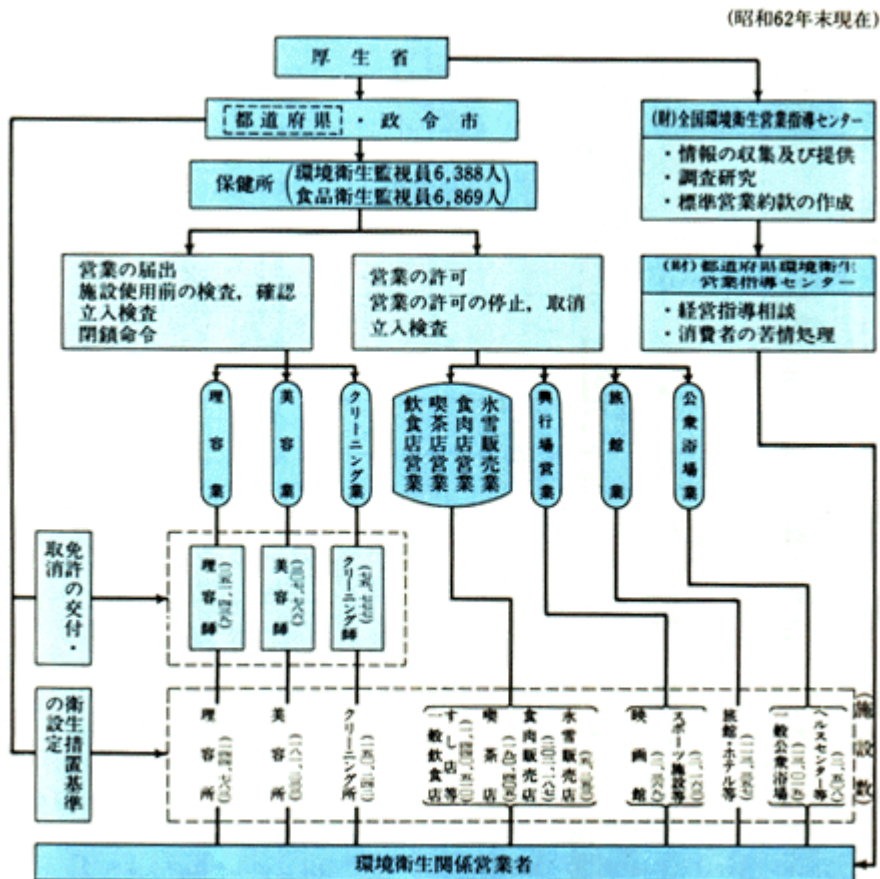
第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 生活環境

2 生活衛生

(6) 環境衛生関係営業

理・美容業,クリーニング業,旅館業,飲食店営業等の環境衛生関係営業における衛生水準を確保するため,各個別法令により衛生確保のための措置基準等を定めるとともに,営業の許可,立入検査等を行っており,特に,理・美容業,クリーニング業については,免許資格制度を設けている。また,全国環境衛生営業指導センター及び都道府県環境衛生営業指導センターを通じて,衛生施設の改善向上,経営の健全化及び消費者の苦情に関する指導を行っている。



第2編

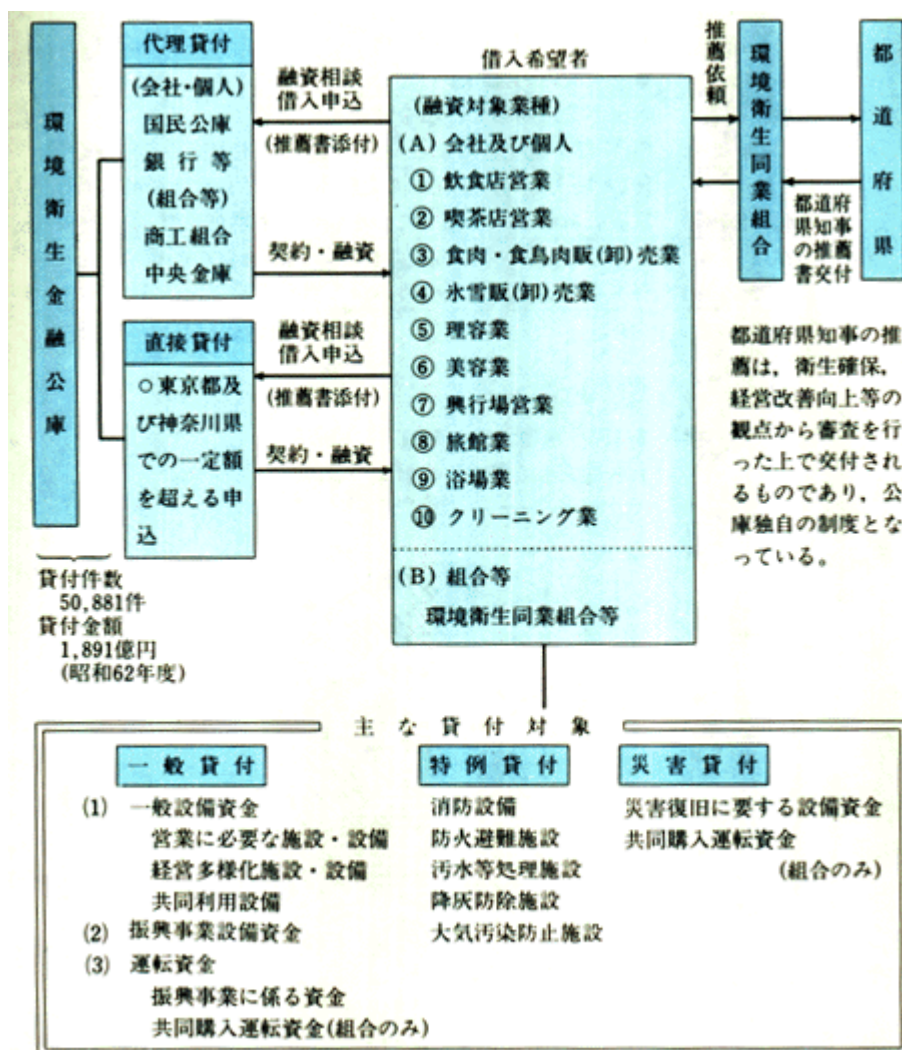
第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 生活環境

2 生活衛生

(7) 環境衛生金融公庫

環境衛生金融公庫は、公衆衛生の見地から国民の日常生活に密接な関係のある飲食店等の環境衛生関係の営業について、衛生水準を高め、及び近代化を促進するための資金について融資するために昭和42年9月に設立された。これまでの貸付総額は3兆1,508億円(昭和62年度末現在累計)。



第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 生活環境

3 水道・廃棄物

(1) 水道行政の概要

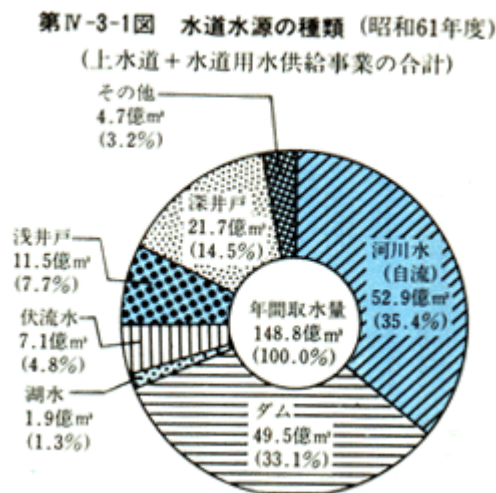
安全な水道水の安定した供給を確保するため、その水質や施設についての基準、水道事業の経営や管理についての規則などが水道法に定められている。

水道事業	上水道事業 (1,931か所)	●一般の需要に応じて水を供給する事業	給水人口5,001人以上
	簡易水道事業 (11,213か所)	●経営は原則として市町村 ●厚生大臣の認可が必要	給水人口101人以上 5,000人以下
水道用水供給事業 (98か所)		水道事業に対して浄水を卸売する事業 県、一部事務組合による経営が多い。厚生大臣の認可が必要	
専用水道 (4,172か所)		101人以上の人の居住に必要な水を供給する自家用水道等 設置にあたっては知事による設計の確認が必要	
簡易専用水道 (101,324か所)		ビル、マンション等に設置された受小槽(有効容量10m ³ 以上)を 有する水道で水道事業のみから水の供給を受けるもの	

資料：厚生省水道環境部調べ

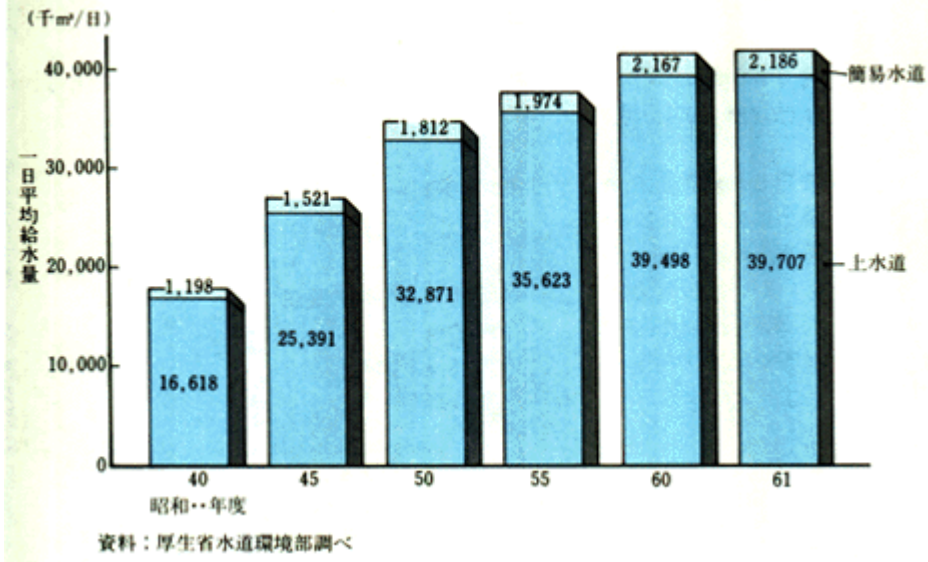
(か所数は昭和61年度末現在)

第IV-3-1図 水道水源の種類

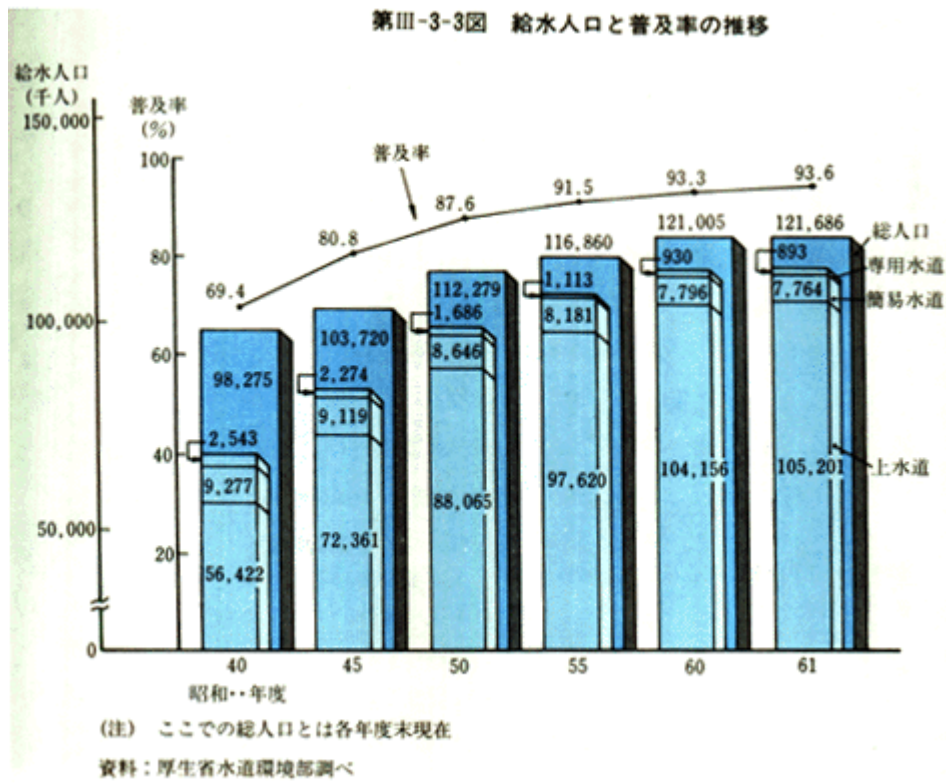


第IV-3-2図 水道の水量の経年変化

第VI-3-2図 水道の水量の経年変化



第III-3-3図 給水人口と普及率の推移



第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 生活環境

3 水道・廃棄物

(2) 高普及時代の水道行政

高普及時代を迎えた水道行政の今後の目標及び基本方策は次のとおりである。

水道の目標と基本方策

1) 安定した水道供給(ライフライン)の確保

- ・ 需要に応じた供給の確保
- ・ 渇水,地震対策

2) 安心して飲める水の供給

- ・ 給水用具対策
- ・ 簡易専用水道の管理徹底

3) おいしい水の供給

- ・ 湖沼等の富栄養化防止
- ・ 高度処理施設の導入

4) 水道料金格差の是正

5) その他

- ・ 海外技術協力
- ・ 調査研究

第IV-3-4表 1か月平均の消費支出額に対する水道料金の割合

第Ⅳ-3-4表 1か月平均の消費支出額に対する水道料金の割合
(人口5万人以上の都市の全世帯を対象)

項目 \ 年度	昭和50年度	55	60	61
消費支出総額 (円)	160,475	234,946	278,592	279,799
水道料金 (円)	831	1,294	1,802	1,901
構成比 (%)	0.5	0.6	0.6	0.7

(注) 水道料金は水道統計より試算、消費支出総額は総理府統計局「家計調査」による。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 生活環境

3 水道・廃棄物

(3) 廃棄物処理の概要

廃棄物の第一次的な処理責任は、一般廃棄物については市町村に、産業廃棄物については事業者にある。

廃棄物の種類とその処理責任

廃棄物の種類とその処理責任	
	廃 棄 物
	一般廃棄物 (ごみ・し尿) 産業廃棄物 (汚でい、鉦さい等19種)
国	地方公共団体への技術的・財政的援助
都道府県	市町村への技術的援助 市町村への技術的援助 産業廃棄物処理業者の許可 (産業廃棄物の広域的処理も可)
市町村	市町村区域内の処理 一般廃棄物処理業者等の許可 (一般廃棄物と併せて処理できる 産業廃棄物の処理も可)
事業者	自ら排出した廃棄物の処理 (処理の委託も可)

第IV-3-5表 ごみ処理の推移

第IV-3-5表 ごみ処理の推移

項目	年度		昭和50年度		55		60		61	
				(%)		(%)		(%)		(%)
① 総人口(千人)			112,376		117,429		121,267		122,000	
② 計画処理区域内人口(千人)			111,554		116,678		120,774		121,801	
③ 計画収集量(t/日)			76,273		87,711		96,940		99,419	
④ 直接搬入量(t/日)			28,039		26,017		16,842		18,274	
⑤ 自家処理量(t/日)			10,894		6,643		5,259		4,905	
⑥ ごみ排出総量(t/日)			115,206		120,371		119,041		122,599	
⑦ 1人当たりごみ排出総量(g/人・日)			1,033		1,032		986		1,007	
計画処理量	焼却(t/日)		54,477	52.2	68,739	60.4	80,370	70.6	84,548	71.9
	埋立(t/日)		48,295	46.3	42,139	37.1	30,007	26.4	29,008	24.6
	高速堆肥化(t/日)		158	0.2	213	0.2	172	0.2	154	0.1
	堆肥化・飼料(t/日)		20	0.0	78	0.0	12	0.0	9	0.0
	その他(t/日)		1,362	1.3	2,559	2.3	3,221	2.8	3,974	3.4
⑧ 計(t/日)		104,312	100.0	113,728	100.0	113,782	100.0	117,693	100.0	
⑨ 人の日常生活に伴って生ずるごみの総排出量(t/日)			87,167		94,354		102,199		104,324	
⑩ 1人1日当たり排出量(g/人・日)			781		809		846		857	

資料：厚生省水道環境部調べ

第IV-3-6表 し尿処理の推移

第IV-3-6表 し尿処理の推移

項目	年度		昭和50年度		55		60		61	
				(%)		(%)		(%)		(%)
総人口(千人)			112,376		117,429		121,267		122,000	
計画処理区域内人口(千人)			111,554		116,949		121,085		121,868	
水人 洗化口	公共下水道(千人)		18,832		26,324		35,542		37,701	
	浄化槽(千人)		17,532		26,867		32,323		33,083	
	計(千人)		36,364		53,191		67,865		70,783	
非水洗化人口(千人)			75,190		63,758		53,220		51,085	
計画処理区域内のくみ取りし尿総量(kt/日)			106,893	100.0	111,147	100.0	104,612	100.0	104,531	100.0
くみ取りし尿の内訳(kt/日)	計画収集量		67,384	63.1	76,770	69.1	79,269	75.8	80,480	77.0
	下水道マンホール等投入		5,753	5.4	6,658	6.0	4,967	4.7	4,738	4.5
	農村還元等		3,559	3.3	2,497	2.2	1,875	1.8	1,809	1.7
	海洋投入		13,263	12.4	13,158	11.8	10,151	9.7	10,048	9.6
	計		89,959	84.2	99,084	89.1	96,262	92.0	97,076	92.9
自家処理量		16,934	15.8	12,063	10.9	8,350	8.0	7,455	7.1	

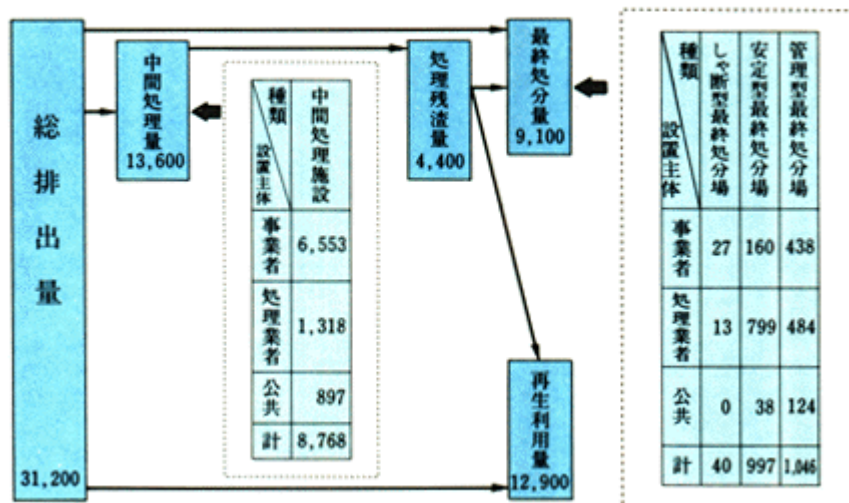
(注) 1. し尿量は、年間の総量を365で割り、日量換算したものである。

2. くみ取りし尿総量＝くみ取りし尿量＋し尿浄化槽汚泥量

資料：厚生省水道環境部調べ

産業廃棄物の処理状況(昭和60年度,万t/年)と産業廃棄物処理施設の設置状況(昭和62年4月1日現在)

産業廃棄物の処理状況(昭和60年度, 万t/年)と
産業廃棄物処理施設の設置状況(昭和62年4月1日現在)



第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 生活環境

3 水道・廃棄物

(4) 廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理施設の緊急かつ計画的な整備を引き続き行うため、廃棄物処理施設整備緊急措置法に基づき、第6次廃棄物処理施設整備計画が策定された。

第6次廃棄物処理施設整備計画

[昭和61年11月28日閣議決定]

1) 事業の実施の目標

廃棄物の衛生処理を確保するため、廃棄物の資源化、減量化及び広域的な処理を推進するとともに、環境の保全に配慮しつつ、適切な処理施設、最終処分場等の整備を促進するものとする。

一般廃棄物 処理施設	ごみ処理	平成2年度末の計画処理区域における焼却可能ごみの92%（昭和60年度末88%）が処理できるよう焼却処理施設の整備を図るほか、粗大ごみ処理施設、余熱利用施設等廃棄物資源化施設、最終処分場等の整備を図るものとする。
	し尿処理	平成2年度末の計画処理区域におけるし尿及びし尿浄化槽汚泥の92%（昭和60年度末89%）がし尿処理施設等で処理できるようし尿処理施設の整備を図るほか、地域し尿処理施設等の整備を図るものとする。
産業廃棄物 処理施設		地方公共団体が生活環境の保全の見地から必要と認める処理施設及び最終処分場について逐次整備するものとする。

2) 事業の量

昭和61年度から平成2年度までに実施すべき廃棄物処理施設の投資規模を次のとおり予定する。

総	額	1兆9,100億円
一般廃棄物処理施設		1兆4,290億円
産業廃棄物処理施設		1,010億円
調	整	費
		3,800億円

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 生活環境

3 水道・廃棄物

(5) 廃棄物の広域処理

大都市圏における最終処分場の確保難に対処するため、複数の地方公共団体が共同で最終処分場を海面に整備する計画(フェニックス計画)が進められている。

	近畿圏	首都圏(基本構想)
①事業主体	「大阪湾広域臨海環境整備センター」(昭和57年3月設立)	「東京湾広域臨海環境整備センター」 (仮称)(未設立)
②廃棄物の広域処理の概要		
●海面処分場の規模	泉大津沖 203 ha, 尼崎沖 113ha	全体で500~600ha
●対象区域	149市町村 (次頁図の6府県)	約100市町村 (東京都, 神奈川県, 千葉県及び埼玉県のうち東京都心からおおむね40kmの範囲内の地域)
●埋立廃棄物量	泉大津沖3,000万㎡, 尼崎沖1,500万㎡	約1億1,000万㎡
●廃棄物受入期間	おおむね平成元年度~約6か年	おおむね平成8年度~約10年間
●建設工事費	約1,420億円 (うち最終処分場関係570億円)	約2,800億円 (うち最終処分場関係800億円)
③現状	尼崎沖処分場等の建設殿事を進めている。	国が62年4月に作成した基本構想をもとにその具体化に向けて検討されている。

大阪湾フェニックス計画における受入対象区域

大阪湾フェニックス計画における受入対象区域
(2府4県の149市町村)



搬入施設の位置垂び規模及

搬入施設の位置垂び規模及

搬入施設名	規 模	
	取扱可能廃棄量(t/日)	図面番号
加古川基地	1,700	①
神戸基地	6,700	②
尼崎基地	12,000	③
大阪基地	12,000	④
堺基地	9,900	⑤
泉大津基地	5,000	⑥
和歌山基地	2,100	⑦
津名基地	110	⑧

(注) 受入対象区域から排出される廃棄物を搬入施設で受け入れ、輸送船等により埋立地まで輸送する。

埋立場所名	図面番号
泉大津沖埋立処分場	④
尼崎沖埋立処分場	③

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

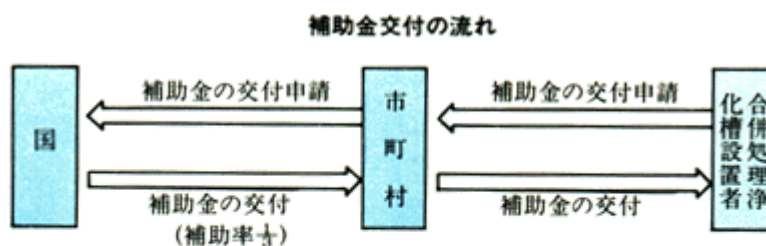
IV 生活環境

3 水道・廃棄物

(6) 合併処理浄化槽設置整備事業

し尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽は、比較的安価かつ簡単に設置できる上、放流水の水質もよいことから、生活排水対策を推進する上で有効な手段であるので、昭和62年度より合併処理浄化槽の設置に対する国庫補助制度(合併処理浄化槽設置整備事業)を創設し、その普及を図っているところであるが、本年度より、新たに国庫補助対象として、変則合併処理浄化槽及び既設の合併処理浄化槽の改築を追加して、生活排水対策の層の推進を図ることとした。

補助金交付の流れ



- (注) 1. 国は、合併処理浄化槽設置者に対し補助事業を行っている市町村(一部事務組合を含む)に補助を行う。
2. 国庫補助の対象となるのは、BOD除去率90%以上、放流水のBODが20mg/l以下の機能を有する合併処理浄化槽である。